

令和5年度 第1回

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会

議事録

日時 令和5年7月7日(金)
午後1時30分～午後3時00分
場所 佐久市中央隣保館 大会議室
審議会委員20名中出席者16名

1 開 会 (進行：人権同和課長)

2 あいさつ

小林会長あいさつ

東城市民健康部長あいさつ

3 自己紹介

別紙名簿のとおり、今年度より9名の委員に変更があったため、各委員及び事務局が順番に自己紹介。

4 副会長の選任

(委員)

引き続き区長会より選出の井出賢治委員へお願いしてはいかがでしょうか。

(満場一致により承認)

5 会議事項 (進行：会長、説明：事務局)

(1) 第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画令和4年度事業実績について

(2) 第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画令和5年度事業計画について

資料1「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画 令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画」により一括して事務局から説明。

【質疑、意見】

(委員)

令和4年、令和5年と人権の花運動が小学校2校ずつあるが、内容は何でしょうか。

(事務局)

人権の花運動は、小学校に花の苗や種をお渡しし、生徒さんでその花を育てていただきます。皆さんで花を育てることで、命の大切さや他の方と一緒に活動することの大切さを学んでいただきながら、人権を大切にすることを養っていただく、そういった形で当市の場合には例年2校ずつ順番に実施をしております。

(会長)

他にそれぞれの関係する箇所、所属している機関、団体の皆さんに関係する箇所もあろうかと思いますが、そういったところを特に意識して、ご意見ご質問等ありましたら、お出しをいただきたいと思えます。

(委員)

6の(7)解放子ども会活動ということで、これは望月しかないのでしょうか。

(事務局)

現在活動しておりますのは望月解放子ども会のみとなっております。現在は他の地区は活動していません。

(委員)

子どもは希望者ということで、令和4年度でいうと21人の希望者だったということですか。

(事務局)

はい、その通りです。

(委員)

毎週水曜日に開催していると、もっと回数が多いと思うが、毎週やっていなかったのか。小学生においては年15回、中学生は17回。

(事務局)

昨年はまだコロナの関係で、計画は立てたのですが、全部開催することができなかったというふうに聞いております。

(委員)

そういった流れで今年度に関しては、年20回程の計画ということでよろしいですか。わかりました。

(会長)

他に何か気がついたことがあったらお願いします。

(委員)

コロナ禍において、高齢者の閉じこもり等がだいぶ深刻な問題なっているということ。また認知症の問題、今年度は認知症サポーター養成講座、社協ではいきいきサロンを積極的に地区の取り組みとしてやっていこうというような方針が出されているが、高齢者の問題はそこら辺が深刻な状況になっていると思う。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

子ども議会の開催について、令和4年度は市内12校の子どもが参加となっているが、この市内12校というのは小、中学校なのか。また、どんなテーマでどんな意見が出たのでしょうか。

(事務局)

子ども議会ですが、市内12校ということで、これは小学校、中学校それぞれの児童生徒さんの代表に参加していただいております。

この子ども議会というところでは、各学校の児童生徒代表が関心を寄せている事柄、佐久市がもっとこういうふうになったらいいのではといったことや、こういったところはどんなことをやっているのかとか、そういったご質問をいただき、市の職員の方でお答えをさせていただく形式で行っております。

(委員)

23ページの1番下、令和4年度の計画では「佐久市人権啓発推進本部」の設置によると明記されているが、令和4年度からの課題重点策については各種会議という書き方になっているが、理由はあるのか。

(事務局)

佐久市人権啓発推進本部会議というのは庁内の部長を構成員とする会議であります。さらにその下に人権啓発推進本部幹事会といった幹事会もあり、各部局の担当係長が構成員になっております。いくつかそういった会議がある中で、令和4年度事業からの課題重点策のところを各種会議等というような形でまとめて記載をさせていただいているという状況でございます。

(東城部長)

先程の子ども議会について補足ですが、職員がお答えをするという形でお話をしましたけれども、議場には担当課長が出席をし、基本的には市長、教育長が子どもたちの質問にお答えしていきます。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

いくつかの質問や意見があるが、まず一つ。この審議会の委員さんは半分ぐらい新しく入れ替わっていて、これまでの流れが伝わってないところがあると思う。審議会の中で、新しく佐久市が部落差別撤廃人権擁護条例というものを改めて改正し、それに伴って第四次という新しい総合計画を作って、昨年度からスタートしているという経過がある。

この条例を改正したことの意味として、2016年に部落差別解消推進法という新しい法律ができた。これに基づき、佐久市としても条例を変えて強化をして、新しい計画を立てて取り組んでいこうではないかという流れがある。第四次は第三次の総合計画を改めて四次としてスタートしてきたという一つの流れを見てほしい。

もう一つ、部落差別の問題については、日本の歴史的な社会構造としてずっと今日まで続いている。インターネット等の中においては露骨な差別が行われてる。今ネットは誰もが使っており、見ようと思えばいくらでも見られるという状況で、非常に深刻な問題である。部落差別だけに限らず、外国人、女性、障害者に対しても様々なところで人権侵害が起きてる。こういう事実を見て欲しい。

その中で例えば佐久市の中で、高齢者施設だとか障害者施設で虐待問題というのが起きた。さらには、今犯罪被害者の問題が出ましたけど、この間中野で事件があって中野市も急遽、犯罪被害者等支援条例を作って対応しようという形になってきている。国ではLGBTQの問題、同性婚の問題、それから入管法の問題、様々な人権に関わる問題が社会の中で大きなニュースになっている。

皆さんご存知の通り、広島でG7のサミットがあったが、日本は人権問題についてはものすごい遅れている。だからこそやはりこの人権問題に関してはみんなで真剣に議論しなきゃいけないと思う。そういう意味で改正した条例とそれから総合計画、今第四次の総括をして、新しく第五次のスタートになるが、令和4年度の実績と令和5年度がほとんどあんまり変わってないという問題がある。もっと言うならば、第三次の総合計画と第四次、新しく総合計画を作った段階で一体どこが評価されたのかと。その辺のところは窓口の人権同和課とも話をしているが、もう少しきちんとした取り組みが必要ではないかと感じている。

例えば、同和教育の面で、先ほど望月の子ども会の質問が出たが、実はこの子ども会は被差別部落出身の子どもたちを中心として始まった子ども会で、今非常に少子化が進んでいて、子どもの数がどんどん減っている。そういう意味で望月にしか今のところないが、他のところはなかなか会として組織できない。今まで同和教育推進教員という同和教育を中心に学校の中で進めていく先生たちがいて、同和地区出身の子どもたちを中心としながら、子ども会活動をやってきたという歴史がある。今はその推進教員の制度がなくなり、要するに子どもたちの面倒を見れる先生がいないという状況で子ども会が停滞している。問題なのは、学校で同和教育を進めていく先生がどれだけ同和問題を理解してるかということ。20代30代は同和教育をしてない人が多い。40代50代ぐらいだと、かつて自分が学生時代は同和教育をやってきたという経験があるからある程度は分かってくれるが、同和問題や部落問題が分からない先生たちが増えてる。知らない先生が同和教育はできないわけで、教えようがないわけで、その辺をどうにかしようとして教育委員会と我々も何回も話し合いをしてるが、なかなかその体制が出来ていない。今日の計画を見ても、例えば新入の先生たちが年に1回人権問題の研修をするが、人権問題は同和

問題から始まり、外国人、女性等様々な課題があり、全部をやるとなると一日の研修で、はい分かりましたとはならない。だから教える側の先生たちが子どもたちに教えられないという実態がある。だからもう少し市で、同和教育なり人権教育を進めてくれる体制を作らなきゃいけないと思う。

過日、佐久市の人権同和教育推進協議会があり、そこでも質問したが、今佐久市に人権同和教育推進員という人たちが26名いて、学校なり地域なり企業なり様々なところへ出掛けて人権同和教育を実施する体制はできている。体制はできているが、人権同和教育推進員の皆さんが学校に呼ばれて、学校で人権同和教育を行った実績は、去年は0である。この事実一つ見たときに先生たちも非常に忙しいと思うが、地域や学校で同和教育を受けないという実態があるのではないか、その辺のところをどうするかというところが一つの課題になっており、その点を質問したい。

それから外国人問題で、日本語教室は令和4年度はやっていたが、令和5年度は入っていない。その辺が疑問であり、お答えいただきたい。(①)

先ほども言ったが、今佐久市の中で起きている介護施設での高齢者に対する差別虐待の問題。これに対して市は具体的にどういう取り組みをしようとしているのかもお聞きしたい。(②)

(事務局)

学校の先生と人権同和教育推進員の支援の関係ですが、昨年度体制を作ったばかりで、去年はお互いに関わりを持つ場がありませんでした。やはり顔がわからないと、そういう支援体制もできなければ相談もできないということで、今年は教職員の人権同和教育研修会に、人権同和教育推進員も一緒に参加して、そのところで顔合わせをすることによって、次に繋げていかれるのではないかなと思っています。ですので、先生たちの研修会にはできるだけ人権同和教育推進員の方にも出ていただくような体制で今後やっていきたいと考えております。

日本語教室についてですが、移住交流推進課の方で担当しておりまして、今年度の事業計画はなぜこのようになっているのか、すぐにお答えが難しいものですから、お調べをしてまた後日、議事録等送付させていただくときに合わせてご回答させていただきます。

(委員)

ここに載っている日本語教室全14回は、昨年度文化庁の流れを汲んだ日本語モデル教室で、佐久市と県と合同で開催された日本語教室です。その流れを汲んだ日本語教室は今年度、下準備をされているのか、それは移住交流推進課とは離れた形でなのか、市の運営もあつてなのかは分からないが、その日本語教室とは全く別で実施している日本語教室はあります。市から教室の減免はいただいているが、完全ボランティアで、この2、3年で1年休んだり、教室の開催を減らしたりはしたが、今年度は入国法等の変更があり現在34名の登録者で開催しています。

(事務局)

高齢者施設の虐待の関係ですが、介護サービス相談員という事業がありまして、各施設に訪問をして虐待があるかないか、施設の中は清潔かどうかということを確認する事業がありましたが、去年まではコロナでできなかったということです。今年度またそれが開催される予定でいるかと思えます。

高齢者の虐待への対応につきましては、細かいことに関しましては担当課に確認し、皆さんに議事録をお渡しするところでお答えをさせていただければと思います。

(委員)

差別事象の問題として、今インターネット上の問題も非常に大きな問題になっており、皆さんにも知っておいていただきたいが、部落地名総鑑という被差別部落の所在地、住所、あるいはそこに住んでいる人たちの名前を書いた本がかつて売られていた事実、事件があった。それを買った人たちは、就職時などに申し込んできた人が被差別部落の出身かどうかを調べるために買ったんだと。あるいは結婚問題で、自分の子どもが結婚するときに相手の身元を調べるために買ったんだと。こういう事件が1975年にあった。その前に明治時代に国で調べた部落地名総鑑がある。全国部落実態調査っていう本があり、今はもう誰も見られないようになってきているが、実はこれをインターネットに載せて販売しようとした事件があった。要するに誰でもがそれを買えるような状態になっていた。それはとんでもないことだと、すぐにやめさせてくれることで今裁判をやって、実はつい先日、6月28日に東京高等裁判所で判決が出た。そういうものをネットに載せることは差別だということで、出版の差し止めが出ました。それから同時に解放同盟っていう立場でいろんな役員の名前が出ている。要するにその名前もインターネットに出ていて、例えば部落解放同盟の役員の誰々さんっていうのが出ていて、その人が被差別部落の出身だとすぐに分かるわけだ。そういうことに対してもやっちゃいけないという判決が出たが、その本を売ろうとしていた示現舎という数人でやってる組織が、それは出版の自由、表現の自由だということで、今度最高裁へ訴えるという形になると思う。

その示現舎が去年佐久市内に来て、同和地区の動画を撮ってインターネットに載せた。インターネットだから世界中に広がっていくわけで、見ようと思えば誰でも見れる。一度動画は削除されたが、現在は裏をかいて有料サイトでその動画を載せているから、お金を出せばいくらでも見れるという実態がある。佐久市長なり小諸市長が直接それは差別だということで、法務局へ抗議に行ったが、まだその事件が続いてる。

今、市に求めているのは、インターネット上の問題に対してモニタリングをし、何か問題があったときにはすぐにそれに対処できるような体制を取ってほしいということ。資料を見れば、県とモニタリング体制も強化しますと書いてあるが、この点を具体的に説明して欲しい。

(事務局)

モニタリングに関してですが、これまでの取り組みの結果も含めて、ご説明させていただきます。

さかのぼること令和元年度になりますが、インターネット上の人権侵害に係るモニタリング体制の構築に向けた県と市町村が連携して発足した研究会がございました。令和2年の1月にそういった研究会が立ち上がったんですが、その後コロナなどの影響によりまして会議がなかなか開催できませんでした。6月30日に19市の人権政策担当課長会議がございまして、そこでもモニタリングが議題に上がりました。その場で長野県の担当者からは、費用対効果や実際に発見した際の対応等について研究を進めて、今年度中には研究会を再開したいという回答がございました。膨大なインターネットの情報量の中から、単独市町村で担当職員が全てを網羅して監視するということのはなかなか難しい現実がありますので、県に主導いただいて、県と市町村が連携して何かできないか、そういった体制作りを求めているところがあります。

また7月4日にNPO法人人権センターながの主催のオンライン会議がございまして、ここで改めて各自自治体のモニタリングの現状について課題等の意見交換会が行われました。その中で指摘があったの

ですが、モニタリングは投稿者が動画等を掲載したそのサイトにアクセスをして、こういった情報が掲載されているかということを確認しますが、そういったアクセスをすること自体がその投稿者に広告収入が入るといったような問題もありまして、モニタリングを頻繁にやればやるほど、逆に投稿者の収入が増えてしまうといったジレンマもあるというお話がございました。ですからモニタリングの実施頻度や、県と市町村との連携に関しても今後より慎重な研究対応が必要ではないかなというような意見が会議の中でございました。

いずれにしてもネット上の差別事象を野放しにするということは差別の助長に繋がってしまいますので、今後そういった県との研究会におきまして、他自治体の対応状況等を踏まえて、県と市町村が連携した体制の構築について引き続き研究を進めていきたいと考えております。

(委員)

資料の22ページの個人情報保護の関係で、本人通知制度実施の中に、令和4年度の事業実績で本人以外が住民票を取られて、住民に通知したとあり、通知送付後に問い合わせられた件数は13件あったと書いてある。

今日初めての委員さんもいるが、全国では本人通知制度、身元調査に関わる戸籍謄本が不正に取られていたということがあり、身元が暴かれることによって、同和地区が判明したということである。特定の職務、行政書士、司法書士、弁護士、8士業者の人たちは自分の専門の請求用紙というのがあり、自分の名前で全国どこでも誰の戸籍も取れる制度だったが、それが悪用され、興信所、探偵社に、その用紙で誰が同和地区だという戸籍を調べたという事件がある。

そういう背景の中で自分の住民票なり戸籍情報を、自分以外に取られたら教えてくださいという本人通知制度は、他の地域は登録型だが、佐久市は全住民を対象にしている。

令和4年に13件問い合わせがあったということだが、その問い合わせがあった場合どの程度まで本人に説明してるのか教えて欲しい。誰が請求して、どういう中身でという細かい事まで本人から問い合わせがあったときに答えられるのか、または誰が取ったのかっていうところまで答えられるのか、その問い合わせに対する対応がどんな状況なのか。(3)

それからもう一つ、行政に電話をかけて、「今度自分の子どもが佐久市のどこどこに家を建てるが、そこは同和地区か教えていただきたい。子どもたちの将来もありますので。」という、土地差別の問い合わせの電話がかなり多い。佐久市でも小諸市でもあったが、同和地区であるかないかということが、いわゆるそこに住んでしまうとあの人は同和地区に間違えられるとか、同和地区の人だというふうに思われるという差別意識がまだまだある。そういうことで非常に大きな差別事象があるが、この実績書で細かい事を書けて言うのも無理だが、必要な資料は事前に提出していくことも大事かなというふうに思うので、よろしくお願ひしたい。

(事務局)

問い合わせの内容、それに対しまして市の方からこういったことをお答えしたか、今この場ですぐお答えできないものですから、担当課の方に確認をいたしまして、また後日送付させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(会長)

他によろしいでしょうか？

(委員)

一点だけ。先ほども言いましたけど人権問題は非常に大きい課題になってきている。この佐久市にとっても、新たな人権課題がいっぱい出てきてる。高齢者福祉の問題は先ほど説明があったが、実際に調査しただけでも佐久市の中で7施設あったと。保育園でも、子どもの関わる問題が全国的に起きており、決して他人事ではないと思う。そういう人権課題がいっぱい出てきていて、パートナーシップ制度についてもこれからやろうとしていると。

先ほど子ども議会の質問がありましたけども、今回、議員提案で、「こどもの権利条例」っていうのが、佐久市も新しくできた。「こどもの権利条例」の中身、去年の審議会の中でも、議会の皆さんとちょっと意見交換したことがあるが、何を目的にしてるのかということ。今、市の方で子ども議会っていう言葉もあるが、子どもの意見表明権というのがどうやって尊重されるのかとか、大人たちがそれを認めなきゃいけない。子どもが自由に意見を表明できるような、そういう体制を作らなきゃいけない。それが今度の「こどもの権利条例」の中でどうやって具体的に生かされていくのかっていうのは、学校の先生たちにとっても大きな課題だと思う。

LGBT問題も含めて女性の問題等非常に出てきている。それから、去年も質問したが、外国人の相談体制がどこでやってるのかと。今この体制を見れば、移住交流推進課がやっているが、実際にそこで本当にそういう今外国人の抱えている課題に対して相談できるんですかという問題がある。佐久市の中でも当然外国人がいっぱいいるが、相談体制もまだ不十分な段階。だから、これからやらなきゃならない課題がたくさん佐久市にある。

人権啓発推進本部が佐久市にあるが、これは副市長をキャップにして、各部局を横断した佐久市の行政の中での人権課題に対するまとめ役になっている。その意味で具体的には人権同和課が窓口となってやっているが、さっき言ったように子どもの問題、高齢者の問題、外国人の問題となると、全庁的な形でやらないとできないって事があって、その意味で佐久市の啓発推進本部の機能というのは非常に大事だと思う。そのキャップである副市長さんがちゃんとやっていますから、できれば本当はこの審議会の中でも、全部長が出るっていうのはなかなか難しいと思うが、キャップである副市長も出ていただきたい。課題に対して、きちんと市の方でも把握しながら、そしてこの審議会で出された様々な意見とかそういうものを、いかに生かしていくのかという体制を作っていかなければ、市民健康部長と人権同和課長がいるが、そこだけではこれからは対応できないと思う。その辺のところをぜひ会長の方からも市の方へ助言していただき、副市長に出ていただいてやっぱり課題を全庁的に共有できるような体制を作っていただきたい。これは審議会としてお願いしたいと思う。

(小林会長)

他によろしいでしょうか。質問がいくつかあって、今日回答できないのが3点ばかりありましたけど、これはまた調べていただき、後日また回答させていただくと。それでは他にないようですので(1)と(2)についてはご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

はい、ありがとうございます。それではただいま色々ご意見をいただきました。このご意見をもとに必要な修正を加えた上で今年度事業計画案の通り進めていくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは計画に沿いまして進めていただくよう事務局の方をお願いをいたします。以上で本日の会議事項は全て終了しました。ご協力いただきありがとうございました。

6 その他 (進行：副会長)

(事務局)

一点目でございますけれども次回の審議会の開催予定でございますが、今年度は現在のところ次回の具体的な開催は未定でございます。

二点目でございますがお手元にお配りしてございます、佐久市男女共生ネットワーク主催の市民フォーラム開催のご案内です。A4の表裏のカラー刷りの資料がお手元にあるかと思っておりますけれども、7月30日(日曜日)市民創錬センターにおきまして、人権に係るアトラクションやLGBTQをテーマとした講演会が開催されます。先ほど協議事項でもご説明いたしましたが、8月1日より県による長野県パートナーシップ届け出制度がスタートいたしますので、ぜひこの機会にお申し込み、ご参加をお願いいたします。

(山崎委員)

審議会です年に1回学習会やるっていう計画があるけど、それもいつ頃かはわからない？

(事務局)

現時点では開催は未定でございます。

7 閉会